

市町村合併調査研究特別委員会

平成15年11月20日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎三木 誓士	○小野 隆雄	嶋田 善行	飯高 昭二
西谷 剛周	浅井 正八	浦野 圭司	木田 守彦
木澤 正男	里川宜志子	中西 和夫	

欠席委員 坂口委員、吉川委員、中川委員

2. 理事者出席者

助 役	芳村 是	収 入 役	中野 秀樹
総 務 部 長	植村 哲男	企画財政課長	藤原 伸宏
同 課 長 補 佐	山崎 篤	同 課 長 補 佐	西巻 昭男
同 係 長	福居 哲也		

3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開 会 （午前9：00）

署名委員 木澤委員、里川委員

委員長 本日は坂口委員、吉川委員、中川委員から欠席の通知を受けております。ただいまより、市町村合併調査研究特別委員会を開会します。それでは、町長が欠席のため助役の挨拶をお受け致します。芳村助役。

（ 助役挨拶 ）

委員長 まずはじめに、本日の委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、木澤委員、里川委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

それでは、レジメに沿って審議を進めてまいりたいと思います。1. 市町村合併について、（1）第6回平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の報告についてを議題と致します。先般行われました第6回目の合併協議会の内容について理事者の報告を求めます。 企画財政課長

企画財政 課長 それでは、去る11月6日、斑鳩町中央公民館において開催されました、第6回合併協議会について、ご報告申し上げます。

まず、資料1-1の合併協議会会議資料の、表紙の裏、会議次第をご覧いただきたいと思います。

第6回合併協議会では、報告事項として、10月30日に開催されました第2回新市建設計画（まちづくり計画）策定小委員会の報告がされております。協議事項としましては、まず、第5回協議会において提案され継続協議となっておりました、「新市の名称について」、「新市の事務所の位置について」の2件の継続協議がされております。また、新規協議としましては、「慣行の取扱いについて」、「姉妹都市・友好都市・国際交流の取扱いについて」、「広報広聴関係事業の

取扱いについて」の3件が新たに提案をされたところでございます。

それでは、それぞれの内容と協議結果及び各委員から出されました意見、質疑等につきまして報告をさせていただきます。

まず始めに、報告第14号第2回新市建設計画（まちづくり計画）策定小委員会報告についてでございます。

去る10月30日に、三郷町スポーツセンターにおきまして、第2回の小委員会が開催をされました。この審議結果について、荒木委員長から報告がされております。

この小委員会では、新市建設計画（まちづくり計画）アンケート結果について、調査報告書に基づきその概要版を作成し、11月発行の協議会だより第5号にあわせて発行したい旨の報告がされました。次に、継続協議となっておりました新市建設計画（まちづくり計画）の構想部分の案につきましては第1回小委員会で委員から出されました意見を調整した一部修正及び追加分についての事務局の説明があり、協議の結果承認をされております。それにつきましては、お手元に配布をいたしております資料1-3をご覧くださいと思います。新市建設計画（まちづくり計画）〔構想部分〕（案）についてということで、中間報告がされております。この内容につきましては、前回の当委員会でもご説明させていただいておりますので、説明を省略させていただきます。次に、新規協議として、新市建設計画（まちづくり計画）の計画部分の主要施策について提案があり、この主要施策につきましては、現在、企画専門部会で並行して調整をしております、小委員会では、専門部会での検討結果をふまえつつ必要に応じて修正し、より充実した素案づくりをしていくこととなりました。以上が小委員会の主な内容でございます。

続きまして、資料1-1の2ページから3ページをご覧くださいと思います。

前回の協議会で提案をされました協議第13号新市の名称について、及び協議第14号新市の事務所の位置についてが一括議題とされました。岡井会長より、これについての検討小委員会の設置について、

第5回協議会で提案をした際、委員から行政側の委員を加えるべき、また、事務所の位置については、新市建設計画策定小委員会で検討するほうが良い、小委員会委員の選出については新市建設計画策定小委員会の構成委員を除くということではなく、委員の選出は描く町に委ねるほうが良いといった意見があり、再度検討した結果、事務所の位置の検討については、新市建設計画の検討とは異なり、新市の事務事業と必ずしも直結するものではないことから、議員、学識経験委員からなる小委員会で検討したうえで協議会で協議会で決定したい。新市建設計画の策定、新市の名称、事務所の位置はそれぞれ重要な協議事項であり、慎重に調査、審議いただくために、新市建設計画とは別の小委員会で検討するが効率的であり、それぞれの小委員会での検討状況を適宜適切に連絡調整することにより新市建設計画の検討作業に支障が生じないように進めることは可能であり、原則として前回の提案どおりとしたい。但し、3点目の委員の選出については、各町の事情も考慮し、各町からの推薦に基づいて選出したいとのことでした。

この新市の名称・事務所の位置検討小委員会の設置については、委員からの質問も無く、原案通り確認をされました。

次に、資料1-1の4ページをお開きください。協議第15号慣行の取扱いについてであります。

協定項目18 慣行の取扱いについて

- 1 市章については、合併時に定める。
- 2 市の花、市の木については、新市において定める。
- 3 市民憲章については、新市において定める。
- 4 表彰制度については、新市において定める。
- 5 宣言等については、7町の歴史・経過を踏まえ、新市において定める。

この詳細につきましては、次の5ページをお開き願います。

これにつきましては、合併協議のための基礎となる資料として、7町の担当職員により専門部会、及び分科会を設置し、7町が実施している事業について事業単位で一覧表に整理した事務事業現況調書をま

とめているところであり、本ページでは、慣行の取扱いに関するものをまとめたものでございます。

まず、1点目の市章についてでございます。現在、7町すべてにおきまして、名称やイメージなどをデザイン化して制定されており長年にわたって住民の皆様が親しまれ、また、町の象徴としての役割を担っているところでございます。

専門部会におきましても、新しい市にふさわしい市章の制定が必要であるとの調整方針とされましたので、新市の名称が決定された後、新市発足までに、新しい市章をすることとされました。

2点目の市の花、市の木については、7町すべてにおいて、制定されておりますことから、新しい市としての一体性の醸成を図る意味からも、新市のシンボルとして市の花及び市の木につきましても制定する必要があります。なお、制定に際しましては、新市において、市民の皆様の意見などを踏まえて、定めることが適当であると考えられています。

3点の市民憲章については、現在6町において町民憲章が制定されていますことから、新市におきましても、更なる発展を目指す意味においても、制定の必要があると考えられております。なお、制定の時期については、市の花、市の木と同様に、新市発足後に制定することが適当であると判断されたところでございます。

4点目の表彰制度については、7町すべてにおいて定められており、名誉町民表彰については、5町で定められております。このことから、表彰制度の内容を新市において調整し、新たに制定することとされました。

5点目の宣言等については、非核平和宣言が7町すべてにおきまして、また、飲酒運転追放宣言、教育都市宣言、部落差別撤廃宣言がそれぞれ1町で、いじめや差別のない町づくり推進に関する決議が1町で、合計11の宣言・決議が制定されております。それぞれの宣言等につきましても、住民生活に関わる重要なものであり、制定時における7町の歴史や経過を踏まえ、新市において調整し、新たに制定する

こととされております。

ただ今ご説明申し上げました詳しい内容につきましては、資料1-2の会議参考資料に、専門部会において調整された事務事業現況調書に記載されておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上が協定項目18 慣行の取扱いについての提案内容でございます。

この慣行の取扱いについては、委員からは特に質問もなく、継続協議とされたところであります。

次に、協議第16号姉妹都市・友好都市・国際交流の取扱いについての提案がされ、事務局から説明がありました。

資料1-1の6ページをお開きください。

協定項目23-01 姉妹都市・友好都市・国際交流の取扱いについて

- 1 姉妹都市・友好都市については、原則として新市に引き継ぐ。
- 2 国際交流事業については、新市において現行制度を引き継ぐ方向で調整する。

この詳細でございますが、次の7ページをお開き願います。

これにつきましては、先ほど申し上げました、事務事業現況調書をまとめたものであり、本ページでは、姉妹都市・友好都市・国際交流の取扱いについて関するものをまとめたものでございます。

まず、1点目の姉妹都市・友好都市については、現在、国内の自治体と姉妹都市・友好都市を提携しておりますのが、三郷町、斑鳩町、河合町の3町であります。三郷町においては、埼玉県三郷市、長野県三郷村と、同じ名前であることを縁とし、同名の自治体との提携により、文化交流・スポーツ交流を始め、住民ふれあい事業や職員間交流などを開催しております。斑鳩町においては、兵庫県太子町、大阪府太子町、長野県飯島町と聖徳太子の和の精神のもと、スポーツ・文化・教育・商業などの分野において住民交流がなされております。河合町においては、岐阜県河合村と同名で結ばれた絆を大切に、教育・文化・観光・経済などの面で交流がなされております。また、国外の都市と

姉妹都市・友好都市の提携をしていますのが河合町の1町であり、マーシャル諸島共和国・マジュロ市と河合町の地場産業である貝ボタンの製造をきっかけとして、また、国際的視野と認識を深めることを目的に、中学生のホームステイ事業や行政代表団による相互訪問など行われております。

この件につきましては、専門部会での調整案検討の際の意見として、「国内においては、姉妹都市・友好都市を提携している相手先の自治体においても、現在合併協議を行っている自治体もあり、各町において提携の相手先の自治体と、合併協議の後も引き続き提携を行うのかどうかの確認を行ない、合意が得られたところと姉妹都市・友好都市の提携を行なっていく。また、国外の都市についても合併時までには再度協議を行なう。」との意見があり、調整案といたしまして、必要なものについては、原則として新市に引き継ぐこととされております。

2点目の国際交流事業についてでございます。国際交流事業については、上牧町・王寺町の2町において実施されております。上牧町においては、語学研修や派遣国の生活習慣や文化、自然を実感することにより国際感覚を備えた青少年の育成を目的とした中学生の海外派遣事業としてオーストラリアへのホームステイを実施しております。王寺町においては、外国人留学生の生活の安定と学習活動の推進を図るため、行政と諸外国との交流を深めることを目的とした、町内の大学へ在学している外国人留学生への奨学金支給事業を実施しております。両町の国際交流事業の現状を踏まえ、新市における国際化に対応した事業の必要性に鑑み、新市において現行制度を引き継ぐ方向で調整するとしております。

ただ今ご説明申し上げました詳しい内容につきましては、資料1-2の会議参考資料に、専門部会において調整された事務事業現況調書に記載されておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上が、協定項目23-01姉妹都市・友好都市・国際交流の取扱いについての提案内容でございます。

以上の事務局の説明に対し、委員からは、「新市には新市の交流事

業がでてくる。単に交流を進めるというだけでなく、災害時の応援等も考えてもらいたい。また、国際交流は大事だが、費用対効果も考えて、新しい視野で考えてもらいたい。」との意見がございました。

この協議第16号姉妹都市・友好都市・国際交流の取扱いについては、継続協議とされたところでございます。

次に、協議第17号広報広聴関係事業の取扱いについての提案がされ、事務局から説明がありました。

資料1-1の8ページをお開きください。

協定項目23-03 広報公聴関係事業の取扱いについて

1 広報紙の発行については、月2回の発行を行ない、配布方法については、合併時に調整する。

2 ホームページについては、合併時に統合し、提供する情報の充実を図る。

3 公聴事業については、合併時に速やかに再編し、事業の充実を図る。

4 相談業務については、合併時に現行の相談業務が実施できるよう調整する。

この詳細でございますが、次の9ページをお開き願います。

これにつきましても、事務事業現況調書をまとめているところであり、本ページでは、広報公聴関係事業の取扱いに関するものをまとめたものでございます。

まず、1点目の広報紙の発行については、現状といたしまして、すでに7町において、発行日など差異はあるものの、月1回定期的に発行されております。また、王寺町におきましては、小学生を対象とした広報紙を年3回発行するとともに、お知らせ版として月2回の週報の発行を行なっております。河合町におきましては、広報紙とは別に、月1回のお知らせ版の発行が行なわれています。

近隣の自治体における広報紙の発行回数ですが、大和郡山市においては年23回、生駒市においては年24回、橿原市においても年24回の発行がされていることから、住民の皆様には行政内容をできるだけ

詳しくお知らせする必要があります。また、合併により7町の広報紙における情報量の増加が予想されることを踏まえ、月2回の発行が必要と考えられております。配布方法については、現在7町とも自治会を経由しての配布方法となっており、現状のままでは、発行回数の増加が直接自治会への負担に影響することを踏まえ、配布方法については合併時に調整することとされております。

2点目のホームページについては、更新業務など事務処理において若干の差異はあるものの、新しい情報提供手段として、7町すべてにおいて、ホームページを開設している現状を踏まえ、今日の情報化社会の潮流に遅れることのないよう、量と質がともなう行政情報の迅速な提供と、住民の皆様への利便性が確保できるように、合併時に統合し、提供する情報の充実を図るよう努めることとなっております。

3点目の公聴事業についてでございます。現在電子メールが7町すべてにおいて、町政モニターが2町で、町政提案箱が3町で、町長への手紙・ファックス、町長室直通便がそれぞれ1町で実施されていることから、実施手法に差異があるものの、新市においても住民の皆様の意見をお聞きするための公聴事業の必要性が認識されているところです。また、合併時においては、住民の皆様より行政に対してのご意見・ご要望など多くの声が寄せられることも予想され、公聴事業については、合併時に速やかに事業の再編を行ない充実を図るよう努めることとされております。

4点目の相談業務については、現状といたしまして、6町において行政相談、人権相談、法律相談が実施されており、1町については、行政相談、人権相談の相談業務の実施となっております。開催回数などに若干の差異はあるものの、行政相談、人権相談、法律相談が主な相談業務となっております。これにつきましても合併時においては、行政需要の多様化により住民の皆様より様々な相談が寄せられることが予想されますので、現在、各町で行なわれている相談業務が円滑に実施できることを念頭に、合併時に現行の相談業務が実施できるよう調整することとなっております。

ただ今ご説明申し上げました詳しい内容につきましては、資料1-2の会議参考資料に、専門部会において調整された事務事業現況調書をつけておりますのでよろしく申し上げます。

以上が協定項目23-03広報公聴関係事業の取扱いについての提案内容でございます。

これに対し、委員からは、「広報紙の月2回の発行は結構だが、但し費用がかかる。その費用の概算見積もりはいくらか。」との質問があり、事務局より「次回、想定される見積もりを出したい。」との答弁がされました。また、他の委員からは、「情報を公表し、共有することが大事である。各町、住民にきちんと情報が伝えられているのか。」との質問があり、これに対し、岡井会長から「河合町では、住民にきちんと伝えている。各町でも同じだと思う。」との答弁がされました。

この協議第17号広報公聴関係事業の取扱いについても、継続協議とされたところでございます。

次に、3番目のその他については、お二人の委員から質問がありました。

一つは、「事務事業現況調書の調整がどの程度進んでいるのか。」との質問で、「事務事業現況調書については既にできており、専門部会、分科会で調整中である。でき次第提案していく。」との答弁がございました。もう一つは、全体スケジュールについて、「これまで8項目が提案され、5項目の確認がされたが、若干遅れていると思う。このままでよいのか。また、12月に新市建設計画の中間報告をする予定になっているが、それはいつ頃の予定か。」との質問があり、岡井会長から「スケジュールは予定通り進んでいる。中間報告については、打ち合わせがまだであり、相談したい。」との答弁がございました。

以上簡単ではございますが、第6回合併協議会の審議概要のご報告とさせていただきます。

なお、第7回の合併協議会につきましては、12月10日、午後2時から、安堵町のトークアンドカルチャーセンターで開催されます。

また、第1回の新市の名称・事務所の位置検討小委員会については、12月3日午後2時より王寺町のやわらぎ会館にて開催が予定されていますのでよろしくお願いいたします。

委員長 報告がありましたことについて、質疑意見等がありましたらお受けしてまいりたいと思います。

木澤委員 読んでいて分からなかったのを教えていただきたいんですが、資料1-3の22ページのゾーンの、工業振興ゾーンの中に既存の工場の集積地とあるんですが、これは具体的にどこのことを言っているのか。

企画財政課長 これにつきましては23ページに図示をしております。ただ、元々がカラーコピーでございますので、白黒になっておって分かりづらいと思いますので、改めてカラーコピーで配布させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

木澤委員 コピーをカラーにしてもらったら、どこどこがこうだというのが、大体分かると思うんですが、他町のことよく分からないところがありまして、今ある工場集積地というのが想像が付かないんですけども。どこというのを具体的に教えて欲しいですが。

企画財政課長 全ての町につきまして承知をしておりませんので、いわゆる都市計画上の工業地域と考えてよろしいかと思っております。斑鳩町ですと幸前の方です。安堵町ですと西名阪の南側に工場が集まっている所がございます。他町につきましては承知しておりませんの申し訳ございません。

木澤委員 今教えていただきましたが、また分かりましたら後日聞かせていただきたいと思っております。

里川委員 今後小委員会なども開催されますし、それらご協議いただけると言

うことですので、我々も共に勉強しながら協議の状況を見守っていきたいとは思っているんですが、本日説明していただきました中で、行政相談の部分があったと思うんです。行政相談の所、斑鳩町においてもいろんな相談業務をされていると思うんですが、その中において、行政相談、人権相談、法律相談という3点だけが挙げられている訳なんですけども、非常に斑鳩町が男女共同参画社会の中で早くから行動計画なども策定して取り組んできていただいた、その結果いろんな意見を聞く中で女性の相談窓口なども設けていただいて、実施していただいているということについて、非常に評価をしているんですけども、その部分というのは行政相談という部分の中に入ってこないのか。今後そういったところで相談業務の協議をされるときに、斑鳩tぎょうがせっかく持っている、いいシステムをどう活かしてもらえるのかということが、ここに出てきてないし、心配だなと思って感じてたんですが、そのへんはどういうふうになっているんでしょうか。

企画財政
課長

今ご質問の女性相談につきましては、女性施策としての男女共同参画として、そちらの方の事務事業の中で協議を現在しておるところでございます。ただ、斑鳩町としましては、非常に重要な施策と位置付けしておりますので、専門部会、分科会との調整につきましては、そういった意見を述べさせていただきたいと思えます。

里川委員

以前から申し上げている事なんですけど、行政のセクト主義は、縦割りはだめだと、今後横断的に連携を取ってやっていっていただきたいということもお願いをしてきた傾向がずっと続いてあったと思うんですが、こういった相談業務につきまして、単に分野ごとに考えるということではなく、住民のための相談業務についてどんなふうに行われているかということ。全体的な視野を持っていただきたいということは、専門部会でいろいろ事務事業される上で、ご留意をいただけたら有り難いと思えますので、お願いしたいと思うんですが。

助 役 いろいろ各町がそれぞれ特色をもった相談業務を実施されています。斑鳩町としては女性相談ということで里川議員から評価をいただいたわけでございます。そういうこと、全体を含めまして、やはり住民に必要な相談については、それを重点とした形で調整をしていかなければならない。そういう意見を町は出しながら調整を進めていきたいと考えております。

西谷委員 資料1-3の現状の土地利用の関係で、6ページ、新市の面積、72.71haの中で、土地利用で、農地20.9%、山林が27.4%、宅地が19.1となっているんですが、これを併せても67.4%で、あとの土地利用というのはどういうパーセンテージで、どんな項目が上がっているのか、教えていただきたいと思いますが。

企画財政 課長 ただ今手元の方に資料がございませんので、協議会に問い合わせまして資料を提出させていただきたいと思っております。

西谷委員 地目の中で3分の1が分からない状態なので、実際にどういう所なのかということをお教えいただきたいと思っております。

それと今後のことになるんですが、実際に住民の目からすると合併によるメリット、デメリットの中では、実際に合併することによって、どれだけの、或いはまた施設を建てて行かないといけない、庁舎を含めて建てていかないといけないということの中で、目次に挙がっている6番目の公共的施設の適正配置と整備とか財政計画というのは全部検討中となっているんですが、具体的にこのへんが出てくる、書類として出てくるのはいつ頃になるかということをお尋ねしておきます。

企画財政 課長 財政計画までに至る主要施策、財政計画に至る、その4件につきましては12月上旬ぐらいから企画部会、財政部会の専門部会において協議を積み重ねていくことになっております。その後、1月の月末には予定をされております新市建設計画、まちづくり計画の小委員会に

よって提案をされる予定となっております。

西谷委員

いずれ、この件については、当然住民への周知徹底が図られると思うんですが、合併による財政計画と共に、住民に分かりやすい状態で、今の現状で町全体でいったときに、どの程度の、前にも言ってますが、町の財政計画の部分とそれと、合併して、確かに人件費とか、そういうものについては当然、単純計算して、それは合理化されると思うんですが、合併することによって住民一人当たりの、結局、ある意味では債務も増えてくるだろうと思いますんで、そのへんのところも、きっちり住民が見て把握できるような資料というのが、これから1月ぐらいに財政計画出てくる中で、独自で、ちょっと違う視点で、合併することによって増える負債みたいなものも、比較できるような資料は出して欲しいなと思いますので、よろしくお願いします。

委員長

私の方からひとつお尋ねします。

先程藤原課長の説明の中で、前回の6回目の委員会の中でイチムラ委員もご質問になっていた件ですが、スケジュールの件ですが、安堵町の委員の方も何回か、早くスピーディーにやってくれという意見も何回か出ておりました。それについて、先程確認事項で8項目のうち、5項目が確認されたということで、少し遅くないかという意見が出たかと思いますが、全体スケジュールとして今まで6回きて、最終的には17年の3月末ということですが、このままで行ってスケジュール的に少し遅いのではないかというようなことはありませんか。

助 役

スケジュールの件なんですが、私も協議会に参加をさせていただいておる訳でございます。現在の状況から考えますと、順調に進んでおるのではないかと思います。これからいろいろ問題が出て、どうなっていくかということは想定されないわけでございますが、17年3月末日までの期限まで何らかの処置を講じていくような状況になっていくのではないかと思います。

委員長 私も参加させていただいて、状況大体分かりますが、斑鳩町としても、そのへんのところ、他6町あつての法定協議会ですので、スケジュール的なことも視野に入れて、法定協に臨んでいきたいと思ひますし、我々もそれを確認していきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひします。

飯高委員 資料1-3、10ページなんですが、アンケートで、下の表で、一番期待できるというのが、行政の効率化が図れるということで、随分たくさんあるんですけども、今回合併によってスケールメリットというんですか、財政の効率化が図れるわけですけども、今後シュミレーションでそういった人口に対する、先程西谷委員からもいわれましたように、財政の規模が明確になってくると思うんですけども、参考にお聞きたいんですけども、規模による利益ということで、大体どのくらいの人口で効率がよいのか、ということ町としては、大体試算されていると思うんですけども、そういう点が分かればお聞きたいんですけども。

企画財政課長 財政に関する学者さんの一般論としてでございますけれども、概ね大体10万人くらいの人口規模が一番効率がよいのではないかとこのふうには言われております。

飯高委員 一番懸念されるのは、合併の是非において、一番今のアンケートにおいて、財政の効率化ということでありますので、今後分かりやすい財政計画をお願いしたいんですけども。

委員長 検討小委員会があるわけです。それに対して小野委員と森河議長、2名が予定で入っております。2人で協議の結果、小野委員に検討小委員会に行ってもらふということで決まりました。それについて皆様方にご報告させていただきます。小野委員が検討委員会に行くという

ことで確認させていただきますので、よろしく申し上げます。
他、ございませんか。

木田委員 資料1-3の10ページ。期待のところの中に、下の方から3つ目に期待と書いてあるのに、特に効果を期待していないということで、1,824人ですか。これ入ってますわな。これは期待に入るんですか。それで不安の方に、特に不安を感じないというふうに1,428人入ってます。何でこういう入り方になっているのか、ちょっとその辺も分からないんだけどね。何も期待してないのに期待の方に入っている自体が、ちょっとおかしいのと違います。

企画財政課長 期待と不安と申し上げますのは、設問の中で何を期待しているのかという設問に対しまして、回答が特に効果を期待していないという回答を寄せられたものでございます。不安についても同様でございますので、よろしく申し上げます。

木田委員 設問持ってきてないんで分からないが、どういう設問だったかな。

企画財政課長 設問内容でございますけれど、合併についてどのような効果を期待されますかという設問でございます。また不安につきましても、合併についてあなたはどのようなことを不安に思われますかという設問でございます。

木田委員 だから、合併に対してどのような効果を期待していますかという質問ですやろ。これに対して特に何も効果を期待してないということは、何で左の、設問の何に対して、期待してないということですかやろ。それは期待の中に入るんですかというわけですか。町民というか、そのアンケートを受けた人がそれを期待してはるように採っているのか。期待してないというやろ。それやったら期待の中にそれが入るのかいな。どういうことやの、これ。

助 役 今、藤原課長が説明いたしましたように、期待の中でその文言があるわけでございますので、その方の考えとして期待を特に期待をしていないということで意思表示されている。こういうことでございますから、不安の中でも同じことでございます。別に期待の中で、特に効果を期待していないということの、判断を採っても問題ないと、このように私は解釈します。

木田委員 ちょっと日本語ややこしいな。

委員長 だから、合併に対して期待しているのかという問いに対して、ここでは特に期待していないという人が1, 824人いたということだと思います。期待しているのか、していないのかと。

木田委員 だけど、まあ言ったら、上から期待しておるような設問ですやろ。設問というか回答ありますやんか。費用が削減できとか。財政の基盤が大きくなる。みな、大体そういうことですやろ。それに特に効果を期待していないと言ったら、なんか期待の中に入らないのと違うかなとを感じる。その他とか、不明とかいうのは除いて、各町の資源を活かすとか、少子高齢化などの不安に対応できるとか、もの凄く期待できる内容ばかりですやんか。その中で特に期待をしていないということは、必ずしも期待の中に入るのかということです。

委員長 ちょっとお尋ねしますが、今の質問の中で確認ですが、合併に関して期待しているのか、していないのか、そういうことですね。

総務部長 この設問につきましては、合併についてどのような効果を期待されておりますかという中で、1グループ、1から9項目ありますけども、1から7項目については、合併を期待するような内容を書いている。それはそれであてはまるものを選んで下さいと。その他に、特に効果

を期待していない人があるとしたら、それぞれに丸を打ってくださいと。そういう期待していない人はどのくらいであるかということも、設問の中で把握したいと。その他にどんな意見があるかと、併せてこの設問の中で答を期待したいということで考えた設問でございますので、特に期待しているものだけじゃなくして、併せてそれ以外のものも設問の中で聞いているということでご理解いただきたいと思えます。

委員長 木田委員お解りでしょうか。

木田委員 大体分かっているんだけど、期待という何が、頭に付いているというものは何か、期待か何か、希望というか、持ってるのにやと私はそういうふうに理解しておかしいのと違うかなと。日本語のややこしいところやと思う。

小野委員 アンケートの取り方で、今部長が答弁したように、問9の中に1から8まで、いろんな各町で重複している費用が削減できとか、いろんな予定している回答の中に8番目として特に効果を期待していない。大きな問いに対しては、効果を期待していますか、あてはまるものを2つ選んで丸を付けて下さい、アンケートの設問でした。その集約表記したものとして、やはり問9の中に特に効果は期待していないという回答がこれだけのパーセントあったという報告だと思うんです。同じように問10に、あなたはどのようなことを不安に思われていますか、合併について勿論です。その中でも同じ7番に、特に不安を感じてないという設問があるので、そういう報告の仕方になってくるのかなと思います。

委員長 特に効果を期待していない、不安に感じない。この項目は最初からあった項目ですね。

木田委員 アンケートの中にある話なんだけど、だけど、どういうふうなことを期待してはるかとか、どういうふうな不安を感じてはりますかというふうな形でアンケートを取ってはると思うねけど。そうしたらこれが期待の方に入るのかなと、そういう何があるわけです。アンケートの中の回答やからって言うねやったら、それでいいねけど。何か期待で書いてあって期待をしてないというのは期待の中に入るのかなと。

委員長 ちょっと休憩します。

(午前9時52分 休憩)

(午前9時56分 再開)

委員長 再開します。

期待度については、今理事者側、各委員からも意見があったとおりでございますので、木田委員にはご理解いただいたものとします。

里川委員 もう一点なんですけど、先程西谷委員のほうから出たことに、少し関連するんですけど、私も財政的な問題というものをやはりきちっと見たいなという中で、資料についてなんですけども、実はいろんな総合的に見る中で、私ちょっと注目しているのが水道関係なんです。資産関係とか、水道って、かなり複雑な面もあって、内部留保の問題とか、いろいろあると思うんです。水道の事業ひとつとっても、7町比較してどうなのかなというのが、非常に気になってる部分もあるんです。ですからこういったものにつきましても、ただ単に水道料金がいくらとかの、比較だけではなくて、資産であるとか、損益の関係とか、割とぱっと見て分かるような資料というんですか。水道なんかについても、きちっと丁寧な資料を示していただけたら有難いなというふうに思っておりますので、お願いしておきたいなと思うんですが。

委員長 お願いということですが。

企画財政課長 財政計画の中では普通会計ベースでの財政計画という形になってこようかと思います。ただ、おっしゃるように水道事業の関係につきましては、繰出し等の関係ございますので、それにつきましては反映されたものと思います。ただ、おっしゃる内容の留保資金、あるいは水道資産等につきましては、現在水道の方の専門部会で調整をされておりまして、そちらの方でどのような形で調整をしていくのか、分かりませんが、そういった内容の検討も専門部会のほうへ検討いただくようお願いはしておきたいと思います。

里川委員 水道料金などは全件のやつだしていただいたりしてはいますが、果たして各町が内部留保資金いくらもっているのか、県水どの程度使っていて、自己水どの程度使っているのか、その中で非常に水道会計の逼迫状況がどうなっているのかとか、やっぱり各町によって経営状況の違いが見られるというふうに私は感じているんです。感じてだけで、実際数字が私も分かってないもんですから、そういうふうな感じを受けて、水道っていうのは、非常に住民にとってははずされない、大事な事業やけども、7町の較差というのが結構会計の中に現れているんじゃないかという心配をしているという、すごく注目をしている事業関係なんで、できるだけ分かりやすい資料、そういったところも含めた分かりやすい資料の提出を、課長も言うていただきましたけども、専門部会の方には是非お願いをしていただいて、積極的にそういう資料、提出を求めたいというふうに思いますので、お願いしておきます。

委員長 お願いということですが、よろしくお願ひします。
他にございせんか。ないようでしたら、今、各委員からの理事者側の方に提出物等、依頼ございましたので、そのへんのことをよろしくお願ひします。それでは合併協議会の報告についてこれで終わります。

次に、2、その他についての質疑意見等がありましたら、お受けします。

西谷委員 以前ちょっと触れたんですが、合併について住民投票ということ、町としても、議会としても、検討していく中で、ある程度期限を決めて、例えば来年の3月とか、5月ぐらいまでに、取り敢えずそういうたたき台作って、住民投票条例を作っていくという検討を委員会で行ったかどうかと思うんです。ただ、感覚としては、今奈良県でやられているのは、結構住民投票なんです。今、関東あたりでは住民投票じゃなくて、住民条例みたいな形で、主要な施策については住民の意見を聞くという、そういう、ニセコ町とかそういうところで、そういうことがあるので、そういうことも含めて、住民投票条例、或いは住民の真意を聞いて、主役は住民なんやという、そんな意味でのそういう条例をこの委員会で検討して行ったらいいんじゃないかなと思いますので、提案したいです。住民投票条例については、別に合併だけやのうて、他のものについても、住民の声を聞くという中では制度としては、私はええ制度やないかなと思いますので、そういう提案をしたい。委員会で諮っていただきたいと思います。

委員長 今西谷委員のほうから、住民投票条例ですね。これは条例については、今回の市町村合併だけでなく、その他にもいろいろ活かせるということで、住民投票条例についてですね、この委員会で、まとめてみては如何かという質問ございました。それに対して、ご意見ございますか。

里川委員 前回、前々回から、この件について若干、いろんな意見出てたと思うんですが、取り敢えずは私も住民投票条例を作っていくという、研究して作って行くということについては賛成です。それと今もう一点出ました、住民条例という問題ですかね。これは作るとしたら、両方いる問題じゃないかなと、直接住民に意見聞くんやというような住

民条例があったとしても、その方法のひとつとしての住民投票条例というのが入ってくるんじゃないかなと思うんですけれども。この住民条例についてはまた検討をする場所はここだけではなくて、また、他の委員会での検討ということも、必要なかなというふうに感じるんですが。住民投票条例についてはこの委員会で研究して、作っていくということで、私はいいと思うんです。

委員長 住民条例というものについては、他の委員会でも検討してもいいんじゃないか。ただこの合併に関して住民投票条例というものを作っていくてもいいんじゃないかという里川委員の意見です。

委員長 他ございませんか。
ないようですので、私も、この条例に関しましては、時期は別といたしましても、条例の策定というのはですね、いつ頃という期日を決めて、作っていくのもひとつじゃないかなと思います。それについて、条例が出来たから、じゃあ直ぐに住民投票ということではなく、まずは条例を作ると。その文面の中にも当然、今回の合併の問題についてはですね、投票はどうするんだという項目も入ってこようかと思いますが、まずは条例をですね、作っていくということですね、前提に協議していけたらなというふうに思っております。

それについて、多分この条例については、斑鳩町も初めてのことだと思いますので、時期的なものというのはですね、いつ頃かというものについて、まずはひとつは、この条例を作っていくということに対して、いいかどうかということで、賛否を取らせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

嶋田委員 これは合併についての住民投票条例を作るための勉強会ということでもいいわけですね。そういう解釈で。

委員長 勉強会というのじゃなく、条例作ると。作っていくのに対して、皆

さんの意見を聞きたいということですので、勉強会ということではないんですが。

小野委員 今、委員長が採決採るという話なんですけど、作るという前提の下での採決というのは私はちょっと理解できないんですよ。今から研究して行って、その結果この中で、作っていけるんだということに、今から勉強していくんだと。そういう意味で進めて行ってもらえるのはいいと思うんですが、ここで今採決とって、作るんだと、いや作らないんだというのを、この委員会で採決とってしまうというのはおかしいと思います。その条例をどこかの委員会に、例えば議運へお願いするのか、またここで全員で条例を、たたきを委員長、副委員長等で素案を作って、それを検討して行って、作っていくんだと。最終的にこの条例で行こうと、前回で一致したら上程するんだというようにするのか、何か今ちょっと、嶋田委員も言ったのは、そこらがあるんだと思うんです。条例を制定するということが、いいのか、悪いのかということによって採決採られるということは、ちょっと私はおかしいんじゃないかなと、そのように申し上げておきます。

委員長 今、小野委員のほうからですね、この住民投票について条例を作るということについて、この場で賛否を取るのはどうかと、もう少し勉強して、他の委員会でもそれを議題に上げて検討していくべきじゃないかという、そういうご意見でした。

私も、どういう方法でいけばということは、私もわかりません。ただ、意見としてこういうのがあるのでどうだということなんですけど、皆さんのご意見をお聞かせいただきたいと思います。

松田委員 ちょっと聞き苦しいかと思うんですが、お許しいただきたいと思うんですけども、この住民投票の関係についてはですね、きちっと理解をして解からないと、混乱するんじゃないかなという感じがしているんです。今まで我々がこの場所で議論してきている住民投票というの

は、合併の是非をめぐって、一体どう決定していくのかということに焦点を当てた住民投票であって、今言われている、全般的な関係でも適応できるような住民投票という性格のものではないと。それならまた別の形にしなければいけないと思うんです。ですから、私は合併の是非を問う為に、最終的に住民投票によって意思を確認をして、議会が決定するということが望ましかろうということは確認されていると思うんです。そうすると、いずれにしても住民投票を行うということになるとすれば、その根拠になります条例の制定は欠くことが出来ない、必要な条件です。でありますと、その条例について、どういうことを条例で決めなければならないのかということが問題になるはずなんです。その面についての、今まで議論されてきているのは、時期の問題があると思うんです。時期の問題についてはその条例の中でどう表現するのかということがひとつの課題としてですね、でてきているということだと思うんですけれど、先ほどから時期、時期と言われてはいますけども、条例のどういう内容のもの作るかという構想をなくして、そんなことばかり論じているから空回りしているというふうに、私は思うんです。従って焦点を住民投票が必要であるという、そのために条例の制定が必要だ。じゃあ、その条例はどういう内容のものが必要なのか。いうことを検討する必要が出てくるのではないかと。その場合に大雑把ですけども、いくつかの基本となる要点があると思うんです。私は条例を制定するとするならば、条例を制定するについての課題になる問題というのは、ひとつには条例を決定をして、適応者の範囲ですね。いわゆる適応範囲をどうするのか。例えば具体的に言いますと、他でもいろいろ言われていますように、年齢を何歳からにするのか、或いは永住外国人をどうするのか、ということなんか、範囲の関係だと思うんです。そういう関係についてどう定めるべきなのかということがひとつあると思うんです。2つ目の問題についてはですね、この性格をはっきりしないといけませんから、条例の目的という関係は7町の合併が是か非かということを問うんだという関係なんで、目的はやはり明確にする必要がまずあるだろうと思うんです。

順序いろいろ逆になるかも知れませんが、前後するかわかりませんが、そういうことが必要だろうと。ですから、一般的に7町だけでいいのか、悪いのかということ、他の関係の選択肢はないのかということもあると思いますけど、現状のこの論議の過程の中においては、7町の合併の是非を問うということだけであって、他の選択肢は許されないのではないかと、私は思っているんです。だから、そういう性格のものに条例としてはすべきであろうということをおもいますし、更に、一般の選挙は過半数であるけども、投票率が下がってきても、皆認めているんですけども、投票率、いわゆる有効投票ですね。投票の有効か、無効かということの判断基準をどこに置くのか。特に、住民投票の関係について、合併問題については、投票率が2分の1以下であるというような関係については、本当に効力があるのかどうか、ということでもありますから、そのことについて一体どう認識をするのか。いわゆるそれは効力を持たせる形のものにするのか、あくまでも参考意見に留めるということにしてしまうのか、いろいろあると思いますが、これは議論のあるところだと思いますから、十分そのことを議論をして、条例内容にどう盛り込むのかということがひとつの課題になるのではないかと思います。それと、これとかなり関連をするんですけども、投票結果における尊重義務。遵守義務の関係ですね。町長が遵守義務を持つという関係で、いろいろ手続きをとらずということがありますが、議会は、最終的に議会の判断によるわけですから、こここのところ、最終議論の関係のところ、拘束力を持たせるという関係についてはいろいろ問題があるのではないかという意見があると思いますから、そういう関係についてどう条例の中に入れるかどうかということ。そして、先程言いますように、住民投票の時期の問題ですね。時期をいつに定めたらいいのか、ということになります。このことなどについて、今までの他の関係の例を見ますと、先般も議論されたようでもありますけども、大淀町の場合はですね、実施日。想定する実施日から遡って何日前ということに、150日なら、150日ということに決めましたけども、それでは問題が有り過ぎる

んです。だから、条例制定から何日以内ということにして、120日ですか。の、範囲で投票をするということにしないと、あとで関係市町村に迷惑をかけるやないかということになったのが、一番最大の焦点ですから。時期の問題は、そうしますと、条例の中にいつ行うのか、という関係を条例に明記をすることになるのか、明記できないまでも、ひとつ目安をつけることにして、そこで制定するのか。という事などが基本の問題であるし、そのことが条例制定についての勉強課題ではないのかなというふうに私は思っているんです。ですから、そういうことをどういうふうにして、盛り込んだものを条例として制定するのかどうか。いうことが今一番求められていることなんだ。ですから、時期をいくら決めたって、条例出来なかったら、何にも出来ないわけですから。まずそういう関係の勉強をして、実施時期が一番想定されるのはどんな時期であるのかというと、今の関係についてですね、合併推進協議会の関係では17年の4月ということなら、一応その期限といわれているんですから、それまでにすることになるのか、それよりも伸びるといわれるのか、その判断はまだ解かりませんが、祖時期にいずれにしても合わせて、先に意思を問ういう事にならなきゃいかんわけですね、あとであったらいかんわけですから。先にすることについて、どの時期が一番最も望ましいのかという関係について、条例の中にどう定めていくのか。或いはその時期に合致するように住民に周知徹底をする期間に間に合うようにするためには、どの時期に条例を制定したらいいのか。いうことに自ずから決まってくる。そのことが条例の骨格だと思うんです。その骨格の論議をなくして、時期ばかり論じてみたって、空回りばかりしている状態になるのではないかと思いますから、条例を制定する、住民投票にということについては全体の意思は統一されているわけですから、それを行ったり来たりして、採決するとかしないとかじゃなくて、条例の内容についての骨格については、今申し上げましたような関係が主として骨格に、私はなると思うんです。それについて、俗にといいますと、今申し上げましたようなことが新たな特徴的な規程の関係でありまして、後の関係につ

いては一般選挙法などの関係に準拠した取扱いをするのか、しないのかということによって、条例の形態は整ってくるというふうに思いますので、そういう関係での勉強をしないといけないのと違うかと。今日いって、明日直ぐにできるというものではありませんから、そういうことのお互い議論を深めるということが、今求められているのではないか。こういうふうに私は理解しているんです。そういう立場で物事を進めてもらいませんと、時期だけの関係が問題であるかのように言われてますけども、いろいろと問題、課題はある。しかし、その持ち方について、このような場所に、今、運営委員長が言われてますけど、このような場所でそういうことについての、作成についての素案づくりをするという関係についての、この場所ですか、或いは別の場所を設けて、小委員会的な関係で、設けて勉強して、それぞれご審議いただくとするのか、という関係がひとつの課題なり、方法論の問題ではないのかな。そういう指摘であると、私は思っているんです。以上です。

委員長

今、松田委員の方から意見ございました。まず、住民投票なるものの時期であるとかいうのを大事であるが、まずその骨格、どういう内容にしていくのかということが、みんなと勉強会をしながらやっていったらどうだろうかということですが、私は思うには、条例については全国でもいろんな事例が出ていますので、作っていくということについては、そう時間は係らないのではないかなと思いますが、ただ、時期の問題も、条例を作る時期はいつ頃にするのか、それに伴う住民投票はいつにするのか、その辺のことも頭に入れながら、内容を、住民投票の骨子についても、これから勉強していくということだと思えます。それについて皆さんのご意見をお聞きしたいのですが。この時期の問題、それから住民条例を作る時期、投票の時期、骨子をいつ頃までに内容を作っていくのかという事に対して、今、松田委員の方から小委員会というのも作っていくのもひとつではないかという意見が出ました。それについては皆さんいかがでしょうか。お聞かせいただ

ければと思います。

松田委員

委員長は多少考え方が違うと思うんです。僕らと合っていないと。実施時期の問題をいろいろと言ってですね、いつにするんやどうするんや、条例いつするんやということ言っているけど、その事が問題ではないと思うんです。条例の中に規定する内容の論議なんですから、実施時期の問題も。併せて、その条例の中で決めるべき性格のものである。そして、いわゆる全国的にやられているから条例作るのはそう難しくないと言われる。僕は難しいと思っているんですよ。いろいろなケースが出ているわけですから、いろいろなケースを算段する中で、時期の問題ひとつにしても、ここでよう決めないわけでしょ。何回か議論しながらも。実施をするという建前的な年次というのはもう決まっとる訳ですよ。そこが起点になることは間違いないし、遡ってどこで、そういうことをしていくべきなのかという時期の問題は、当然に条例の中で決めなければ、できないわけですから、はっきりしているわけです。しかし、そうであったにしても、条例制定の日から起算して何日というか、或いは合併を目標とする日から遡って何日とするかということで、うんと違うわけですから。その事が前回の議事録を読ませて頂いたら、議論になっていない訳ですよ。だから、もちろんその事を条例の中に入れなきゃならんということなんです。条例にその事を規定せずに作っておいて、後にいつやるかということのはならない、条例の性格から言って。従って条例というものの制定をする関係と、上程の中身について一体何が必要なのかということをも十分理解して、ものを言ってもらって、諮っていてももらわないと全然進まない。というふうに私は思うんです。

委員長

松田委員の方から今、ご意見もらいました。条例の内容がまず先決であるということでご意見ございました。私もちょっと取り違えた言い方をしているかもしれません。

小野委員 松田委員の意見に私は全く同感なんです。この条例というのは、普通のとおかしいですが、雛形があるからというのじゃなくて、今の松田委員がおっしゃっているように、7町の合併についてのことを問うていくという条例ですので、大変難しいというのですか、地域にマッチした条例を作っていかなければいけないと私も思っています。それと、丁度松田委員がおっしゃったように、小委員会、これ全員参加参加しておりますが、小委員会ということもひとつの方法だなと思うんですが、こういうことを議運の委員長が言うのもおかしいんですが、もし小委員会を設置されるという形になっても、いろいろ人選の事もありますので、ここはひとつ皆さんが同意を得られるのであれば、議会運営委員会で条例素案を作れということだけ纏めていただければ、私ども議運のメンバーで素案を作って皆さんにお示しして、それで議論をしてもらって、それを変えていくと。それで、現在の斑鳩町にマッチした住民投票条例の制定に向けて、合併の特別委員会で纏めていただく。そのような方法がいいんじゃないかなと私は意見として申し上げておきます。

委員長 小野委員の方からただ今意見として、議運の方で素案を考えさせてもらったかどうかと。それをこの特別委員会に掛けていかれてはどうかだろうかというご意見でした。それに対して皆さん意見ございますか。

里川委員 先程から副委員長、議運、議運という言葉出てきているんですが、私は議運のメンバーなんですけども、別に議運のメンバーがそういった特命を受けないといけないという状況はないと思うんです。この件に関しては、議運にはこの委員会の委員長もお入りでもないということもありますし、小委員会を作ってやっていくということであれば、この委員会の中で皆さん方是非とも参加したいと言う方もいらっしゃるかも分かりませんので、その皆さんの意向を聞いた上で、小委員会作るのなら、作っていただくということの方が、より民主的なんじゃ

ないのかなというふうに思いますので。その小委員会に付きましても、委員長、副委員長が入られるのかどうか、というようなこととか、そういったことも含めまして、あまり安易にどこの委員会でこう、任してもらおうとかというよりは、皆さんのこの中でどなたが出ていただくか、その結果メンバーが似かよったメンバーになるのかどうか分かりませんが、そういう形を採っていただけたら、一応皆さんの意向を聞いていただくとことをやって頂いた方が有り難いと思います。

小野委員 今の発言で。私は何も議会運営委員会で決定するとか、そのような話はしていないんです。それと、民主的。議会運営委員会へ持つていくのは民主的でないような発言は取り消して下さい。

里川委員 民主的でないと言ったのではなくて、より民主的にするということだけのことなんです。民主的でないと言ってないんですよ。よりベストな状態というのは、ここの皆さんの中で、一応聞いていただく、自分もその小委員会に入るということをね。行きたいという意思があるかどうか、聞いて頂くのがよりベストやという意味で言っているだけで、別にそのことをどうこう、あんまりこちらの思いと、ちょっと違うところで、言葉の端をとって言っていただくんですけれども、全然悪意も何もないんです。ただ単に、私も議運のメンバーですけども、議会運営委員会でいいと皆さんが言って頂いたら、それという形でもいいんですけど、それはちょっと不自然かなというのもあったんで、ここで一応、議運のメンバーでない方でも小委員会に入りたいという方もあるんじゃないかなということと、委員長自身が議運のメンバーでないということもあったので、その事についてちょっと心配をしただけのことで、その件については小委員会を作ってやっていくということであれば、一応、委員長、副委員長がどういうふうに小委員会に関わらはんのかということと、ここの委員さん達が加わりたいということになるのか、確認をしていただきたいなと思います。

委員長 今、里川委員の方から、小野委員の方からは議運で素案を作ってもいいのではないかというご意見でした。里川委員の方からは議運だけじゃなく、議運以外にも小委員会作るという方法もあるのではないかというご意見がありました。ちょっと、休憩します。

(午前10時28分 休憩)

(午前10時48分 再開)

委員長 再開いたします。

再開するに当たりまして、先程の話の中に小野委員の方から議運の方でということ、素案づくりをしてもいいのではないかという意見ございました。それに対して里川委員の方から小委員会を別に作ってもいいのではないかという意見。その中に委員長が入っていないということも含めて、別の委員会を作った方がより民主的ではないかというような意見ございましたが、それに対して先程の休憩前にも小野委員の方から民主的でないということはどういうことかというような意見もございましたので、それにつきましては、こういう委員会をしている、議会も含めてですね、私達は民主的にやっているわけですから、民主的と言ったことについて、里川委員の方は言葉の、話の流れの中で私は言ったものだとは私は理解いたします。小野委員が言ったことに対して、違うんだと、民主的でないんだという否定的な言葉と受け取りません。ただ、話のやり取りの中で民主的という言葉については、小野委員の方にも、民主的ということは私が言ったことは民主的ではないのかという捉え方も、私は一理あると思っております。そういう意味で、民主的だという言葉については、この委員会で、その言葉については削除していただきたいと思うんですが、里川議員、了解いいですか。

里川委員 誤解があったかと思うんですが、常々斑鳩町議会、民主的な運営、

心がけてみんなでやっていると思っています。だからこそ、私としては民主的な方法でやりたいなという、それはどうなんかと言うことを探りたかったという意味合いで、発言をさせていただいたんですけども、その事で誤解を生じるという言葉遣いであったということであれば、削除をしていただいたら結構かと思しますので、よろしく願いいたします。

委員長 分かりました。それでは里川委員の理解を得ましたので、民主的という、先程の里川委員の言葉は、この委員会から削除をさせていただきます。

それでは、先程小野委員の方から、議運の方でその骨格を纏めてもいいんじゃないかと、それから里川委員の方から別に小委員会を設けてもいいんじゃないかと。その中で委員長の立場ということも問題になっておりました。今、2つの案が出ている訳でございますが、小野委員の方からはそういうふうに議運の方でもやったらいいんじゃないかということと、里川委員の方では小委員会ということですが、それについて他に皆さんの方からご意見があれば、それ以外でも結構ですが、お聞かせ頂きたいと思います。

西谷委員 私は合併調査特別委員会が毎月行われるということの中で、先程松田委員の中で、骨子を纏めないかんということの中では、全体の中で、実際に住民投票条例について、7町の合併についてやる条例であると、或いは投票とかの対象範囲をどのようにするか、或いはこの分について全員の合意を得て、重要な部分についてまず合意を得るという話し合いをする。それが纏まった時点で、或いは委員長、副委員長、議会事務局ということの中でたたき台、出してもらって、それを参考にこの委員会で、毎月委員会やる訳やから、その中でみんなで検討していったらそれでいいんじゃないかな。わざわざ作るとか、仮に小委員会作るとかということなしでも、大枠さえ全員この中で決められたら、その方が作業として早いんじゃないかなという感じが、個人的にします。

委員長 今、西谷委員のお話は議運でもなく、小委員会でもなく、この特別委員会が毎月行われるので、その中で委員長、副委員長、それと理事者側とで骨子を決めて、月1回のこの委員会の中で諮って行って作っていけばいいだろうと、そういう意見でしょう。

西谷委員 理事者側というのは、町というのは、片方では合併協議会の中でやっている立場上、町がそういうことに、町の立場でそういう条例を出すというのはしんどい部分やし、他の6町に対してもおかしい関係になるんで、あくまでも斑鳩町議会として住民投票条例の案を作成して進めていくということになってくると、当然議会事務局ということではしていただきたらと思います。

委員長 私の解釈、ちょっと違っていました。西谷委員の先程のお話は委員長、副委員長、議会事務局とで骨子を纏めて、月1回の定例会に掛けて纏めていけばいいんじゃないかという意見だったと思います。
他にございませんでしょうか。

松田委員 9月議会の時に、後段で言われているようなことを私が言うたんやけどね、取り扱ってくれなかった訳や。その後の処置としてな。10月にも。だから町としても住民投票ということに拘らないと言うんなら、一応摺り合わせして、正副委員長が素案づくりをしてみたらどうやと言うたんやけどね、そういった取扱いにならなんだ訳や。10月も出てくるか思ってたら、それも出てこない。今日言われているからということで、どうしようか。その、きちっとした論議をしてきた過程というものを踏まえてもらわないと、論議になっていかんと。それで、行ったり来たり、行ったり来たりしているんやと思うんですよ。確かに、今西谷さんが言われるのも、方法やと思う。それは。9月に言ったときに、町もというが、町は合併推進協議会のメンバーとして入っていくのに、町が先んじて住民投票やと、斑鳩だけするんやとい

うように、先走って案作りに入ったということであつたら、いろいろ聞こえも悪かろうというんなら、どっちにしても町議会が独自に判断でやったというスタイルの方が本来いいんでしょうということで、言っておいでになる訳ですから、そういうことも踏まえて一体我々がどうしたらいいのかということがあると思うし、先程私が申し上げているような関係の骨格になると思われる面について申し上げているんですけど、これはまだ消化不十分だと思うんです。もう少し議論を詰めてもらわないと、さてさあ作ろうとしても、なかなか作っても、全体の合意を得るについては、なかなか、ああでもないこうでもないという議論がかなり出てくるやろうと思うんですよ。そうするんなら、前向きに物事を決めようというんなら、先程言われてますけど、この委員会ですから、この委員会と別の委員会の名前使ったらいかんと思うんで、この委員会の中での小委員会ということにして作るんなら、そういう議論をより深めてもらって素案づくりしてもらおうと。そして、自らがそれぞれの項目について考え、議案を出し合い、素案づくりをしてみて、そして全体で協議をしていくということが、ある意味では物事を進めるについては、それでいいのかなという感じもしないでもない。そういう意味で先程、小野委員の方から、いろいろ出た関係というのは、必ずしも議運というのに拘ってはるのではないと思うんですけども、構成その他の関係が、議運に準じたような構成で、いいんかどうかは別にして、3，2，2の関係で議運なんかは構成されてますけど、そういうような関係で構成して、素案づくりをしてみたらどうやということの意味やと思うんですよ。それほど拘った関係ではないと思いますから、そういう方な関係の方がお互いにいいのかなというふうに思ったりはするんです。僕はまだ拘りませんが、どういう方法を採用することがより全体の理解と議論を深めることが出来るのかと、そして条例についての理解を、どういう条例であるべきかということについて認識を深めることが出来るのかということに役立てていく必要があるのと違うのか、その上で選択してくれたらいいというふうに思うんですけど。ですから、事務局任せだったら、こんな言い方

あかんけど、楽でいいけどな。そうもいかんのと違うかなというふうに思うんですよ。そういう意味で使ってたらいいと。それから、委員会の中での小委員会になると、委員長が入る云々ということ。構成委員になるということについては、問題があると思う。むしろ、お入りになって、云々というなら、その関係についてはオブザーバーで参加するなら参加するということがいいかもしれませんが、実質的な審議の関係ではなく、町議会という名前で行くんなら、望ましくないんじゃないのかなというふうに、組織の運営上の関係からみて、そういうふうに思います。特に拘るわけではありませんけども。そういうふうに思います。以上です。

小野委員　　今松田委員が私の思いを全て申し上げていただきましたので、全くその通りなんです。先程のいろいろ拘った、里川委員の意見に対して、拘ったのはその点もあったんです。委員長が議運に居てないから、民主的な方法で小委員会というような組立でしたので、私は納得いかなかったということで拘っていた。今、小委員会を今から設置していくには構成員、どういう形で選出するのかとか、いろいろ議論を固めていかんないかんということもありましたので、出来るだけ早く立ち上げた方が、西谷議員がおっしゃっているような形で、別にまた委員会を開いていく日程的なこともありますので、出来ればそういう形でいけたらいいんじゃないかなと。そのひとつがもう出来上がっている議会運営委員会、その議会運営委員会のメンバーという表現の仕方をしましたが、その中で松田議員がおっしゃっているように、同じような選出方法になっていくんだったら、そのメンバーが小委員会に入ればいいんじゃないかなということも含めて、話をしております。議会運営委員会のほうでということに拘っていったら、そこでああいう発言もありましたので、小委員会の設置ということで早速諮って頂いたらいいかなと。そして選出していただくのがベストだと思います。それと、松田委員と全く同感で、委員長はオブザーバーで出席をしていただきたいと思います。

委員長 小野委員から今お話ございました、松田委員とのお話と同感だというご意見ございますが、問題なのは委員会をどうするのか、西谷委員はこの特別委員会の中でやればいいんじゃないかというお話ですが、もうひとつの私からの提案ですが、今、各委員会がございますので、その委員会から2名ずつというような、議運でということになると、いち委員会ということになりますので、各委員会がありますね。委員会から2名ずつ出してもらって、そういう形も提案としてご提議しておきます。いろいろと住民投票条例の骨子を作っていくということについて皆さんから意見をお聞かせいただきました。特に、メンバー構成をどうするかということでございます。時間があるようで、ないので、出来るだけ早く、この構成についてどうするかということを決めた方がいいと思っております。他に、今出た意見以外に意見ございましたら、お受けいたします。

松田委員 議運に準じた構成にしたらいやないかと私言っているんだけど、そのことと今委員長が言っていることと、どのくらい違うの。同じ事でしょう。殊更にいろいろなこと言ってるが、どこが違うんですか。1名違うという関係を言うんですか。

委員長 いやいや、私はただ理解出来なかつただけのことでお話ししましたので。

松田委員 各委員会2名ずつと言っているでしょ。議運に準じた云々という関係もですね、3，2，2であって1名多いから、そういうことだという。いたずらに案を増やして行って、どうやああやという。纏まりかけている案をまた更に拡大してというようなことをいうから、議事がちよっとも進まないのと違うの。僕はそう思うんです。

委員長 分かりました。

松田委員 確かに西谷議員もそういわれているし、ひとつの案として言って来たんだけど、みんなでやった方がいいと言うんだったら、そのことに拘ることでもないし、まだ遅くなっている状況でもないんですから、そのへんは会議全体の空気を判断して、処置をしていくということを決められていいんじゃないですか。そう思いますけど。

委員長 私はその前に西谷委員の出た意見についてはですね、没になったと思ってませんので。

小野委員 今、小委員会の設置で、ちょっと休憩して下さい。

委員長 休憩します。

(午前11時04分 休憩)

(午前11時05分 再開)

委員長 再開します。

今いろいろと意見が出て参りました。小委員会を設置するというのと、西谷委員がお話であった、委員長、副委員長、事務局とでの話ということですが、今はこの2つで意見として分かれております。私の方から、小委員会でいくという委員長での決定もできませんので、2つに分かれておりますので、どういう形を採るか決めたいと思いますが、よろしゅうございますか。

西谷委員の方では小委員会でという話がありましたけど、小委員会という話もありましたが、それについてはそちらの方で、小委員会のということでもよろしゅうございますか。

西谷委員 小委員会ですか、私がやった提案ですか、どっちか決採って、決まったらそれで動いてもらったらいいいん違うかな。これ以上話

してもしゃあないといったらおかしいけど。

委員長 小委員会を設けるか、特別委員会で設けるか、ということで採決取らせて頂きます。

小委員会の方でいきたいという方、小委員会でどうかという方、挙手を願います。

(挙手多数)

委員長 多数ということで、小委員会でという方向で持っていかにせて頂きます。

それでは小委員会の方向でもっていきますが、その小委員会をどういうメンバー構成していくかということです。今、松田委員の方からも3, 2, 2というお話、それから議運でというお話も出ておりました。それでは3, 2, 2という形の合併協の話もございました。それに対して、他の意見ございませんか。

里川委員 議運のメンバー構成を参考にとということで、3, 2, 2という考え方も出来るというご意見も出てたと思うんです。それと議会広報の発行対策委員会では各委員会から2, 2, 2で出ていただいて、6人公正という。人数的なもの、そういったいろんな調査したり、議論したりする中で6人がいいのか、7人がいいのかというのが私よく分からないんですが、それぐらいの規模で6人から7人という規模でやるのが、やりやすいかなということを感じているんですね。ですから、それについてもより皆さんの意見を反映させていただいて、3, 2, 2にするのか、例が2つありますので、特別委員会の例が。2, 2, 2の例と、両方あります。どちら採用するのかということをもた皆さんで諮って頂いた上で、決定していただけたらいいと思うんですけども。

委員長 里川委員の方から、そういう2, 2という広報の委員の構成もある

ということですが、それじゃ2通り、3, 2, 2, 2, 2, 2とメンバー構成の案が出ました。これにつきましても、皆さんの採決で決めていただきたいと思います。

他にございませんか。

松田委員 6名にするなら、6名にするということできちっと決めてくれたらいいんと違うんかいな。採決やとへチマやとかいわんかって。順序なら順序でそういうことであって、委員長がきちっと指示してくれたら、決まってくるやろう。こんな事で採決されてたら、大事な問題で、先ばっかり決められるという状況でもないやろう。

嶋田委員 7名でお願いしたいと思います。

委員長 これについてはやはり他にないかということで、意見を聞いたわけで、その中で里川委員から広報の構成メンバーの6人もあるということが出たので、それについて私がここで一方的に、さあ6人しますということは私は委員長としても言い切れないと思います。そういう意味でどうですかという形を取った訳であって、今嶋田委員の方から7名のというのが出ました。ですから、里川議員の6名の構成する委員会もあるがという意見がでました。

里川委員 委員長、誤解してもらったら困るんですが。私はそういう例もあるからどちらがベストなのかなということもあると。私、6人がいいとも言っていないんですけども、そういうふういきちっと考えて、小委員会作りましょうということで、皆さんの意見も出していただけるようにしたかったということで、考え方はそういう考え方ありますよということでも言わせてもらっただけで、私も別にどちらが採用なってもいいんですけどね。今、嶋田委員からの意見でましてんで、そういう委員さんから意見の出るような委員会であつたらいいなあと思ひましてね、意見を聞いていただけたらいいなと思ったんで、申し上げただけ

です。

委員長 皆さんから意見いただきました。今、3、2、2の7名のという構成で行くということで、皆さんよろしゅうございますか。

(委員了承)

委員長 7名の小委員会の構成で行くということで決めさせていただきます。それにつきましては議運の形といっしょですので、いかがでしょうか。これについて、各委員会でこの人選を図っていただいて、私の方か、事務局の方にご提示いただくということでいかがでしょうか。

(委員了承)

委員長 各委員会のほうで3名、2名、2名という人選を事務局の方に、期日ですが、いかがでしょうか。

浅井委員 3、2、2ですやろ。三木委員長は、他まで入るとなったら、うちの委員会、もしか2人いてたら、3人なりますわな。含めての話でよろしいですか。

委員長 委員長はオブザーバーですから、別で。

浅井委員 うちの委員会3人出るとのことですな。

委員長 僕はあくまでもオブザーバーですから、現席から2人出してください。

浅井委員 うち今日2人欠席してんねや。すぐ、採決しやる、これ難儀やなど思ったけども、後日いうことで。

委員長 期日をいつまでということ。いかがでしょうか。期日ですが。

西谷委員 本会議初日の日に提出ということにしたら、今、欠席の方もおられますから。28日に決めて議長に報告ということにして。

委員長 それでは28日のお昼までに私の方までご提示いただくということをお願いいたします。

まず、小委員会を立ち上げていくそのメンバー構成が決まって、そこで骨子を作っていくということで、そこから内容をまず決めていき、それから日程的なこともその中で決めていくという形になろうかと思えます。

それでは西谷委員の方から住民投票の件、含めて出ましたが、その他ございませんか。

里川委員 参考までにお聞きしておきたいんですけども、斑鳩町の行政改革大綱第3次ということで13年にでてまして、行政改革について斑鳩町、この大綱に基づいてやってきていただいているというふうに理解はしている訳なんですけども、事務事業の調整する中で、事務事業ずっと並んできてますので、この中にもかなり含まれた状態になっていると思うんですけども、7町の中でこういう風な形で行政改革大綱というのはきっちり皆さん出されておられるのかどうかということで、方向性なんかについても、どんな状況になっているのかと素朴な疑問を感じてたんですけども、こういったものについては何か事務局の方、専門部会で調整しはる中で出てきているかどうかというのをお聞きしたいと思うんですが。

総務部長 それぞれ分科会、専門部会の中で調整する中で、それぞれ町の行政改革大綱等、踏まえた中で調整を図ってきているということでご理解いただいたら結構かと思えます。

里川委員 一応各町大綱を持っているということによろしいですね。

委員長 他にございませんか。

他になければ、これをもって本委員会を終了いたしますが、本日の委員会報告について、まとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり助役の挨拶をお受け致します。

(助役挨拶)

委員長 これをもって、本日の会議を閉会いたします。

ありがとうございました。 (午前 11 時 18 分 閉会)